

京都府・市町村共同施設予約サービス  
利用者登録ガイドライン

## 初めに

本ガイドラインは、「京都府・市町村共同施設予約サービス」を利用して、施設の予約や抽選の申込等を行う場合に必要な利用者登録（利用者 ID）に関する手順方法や留意事項を記載したものです。

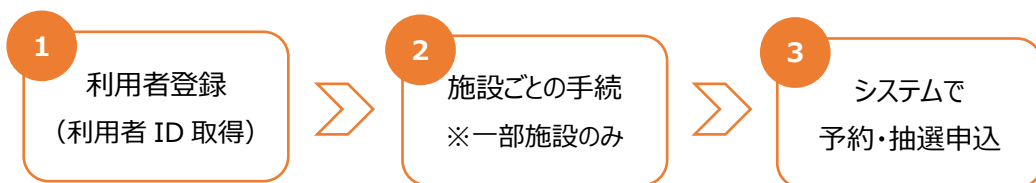
旧システム「京都府・市町村公共施設案内予約システム」にて既に利用者登録がお済みの方は、**現在お使いの利用者 ID・パスワードをそのままお使いいただけます。**

## 京都府・市町村共同施設予約サービスについて

京都府・市町村共同施設予約システムでは、PC やスマートフォン等を利用して、24 時間 365 日どこからでも、施設情報の閲覧、空き状況の確認、予約・抽選申込等のサービス「京都府・市町村共同施設予約サービス」を提供しています。

## 利用の流れ

本サービスを利用して、施設の予約や抽選の申込等を行う場合は、あらかじめ、利用者登録を申請し、利用者 ID を取得する必要があります。また、一部の施設では、利用者登録の際などに個別の手続きが必要となる場合があります。  
なお、施設情報や空き状況の確認は、利用者登録不要でご利用いただけます



## 利用者登録について

### 1. 利用者 ID

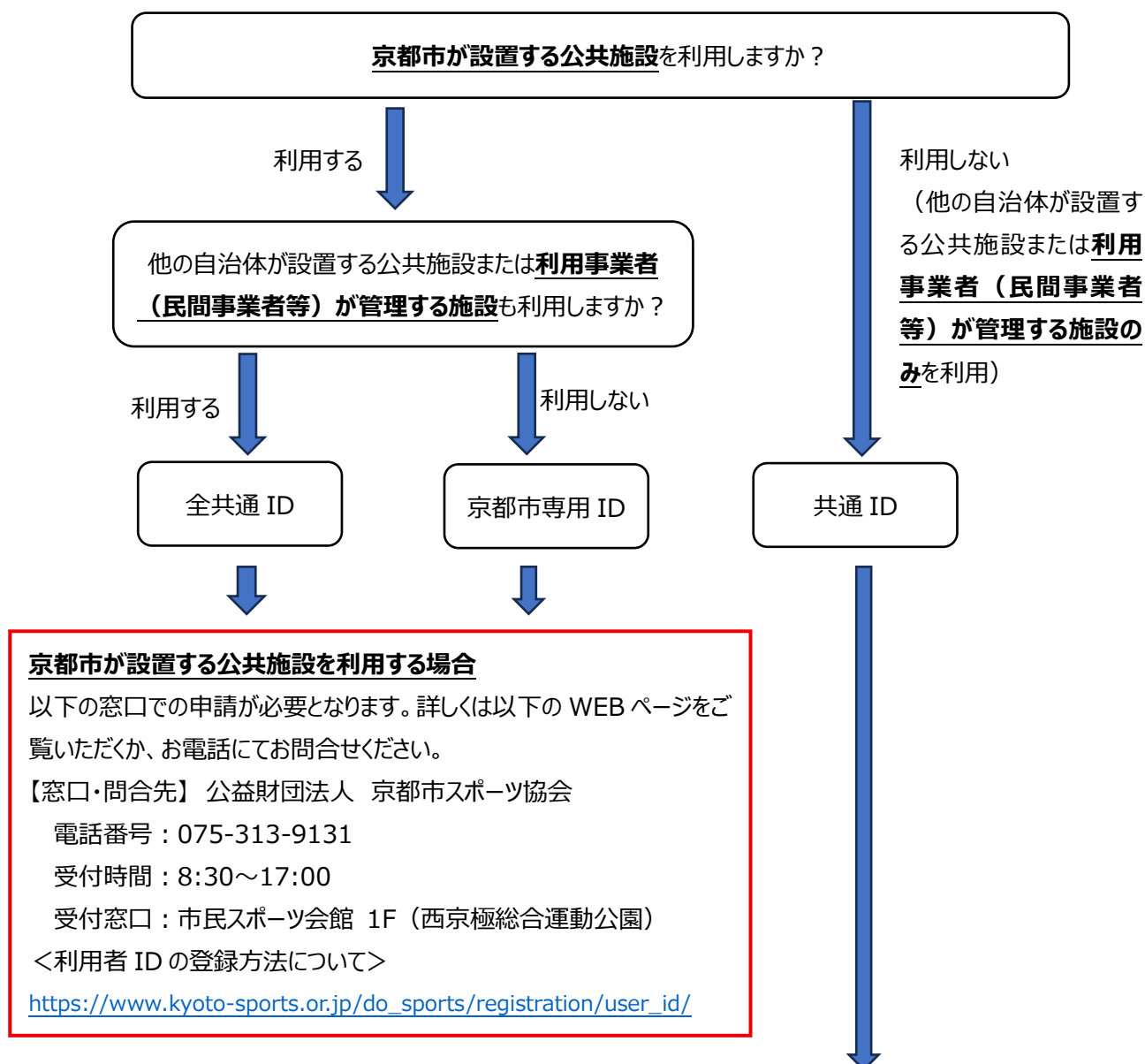
ご利用される施設によって、必要な ID の種類は下表のとおりです。

| 利用者 ID の種類 | 利用可能な施設  |
|------------|--|
| 全共通 ID     | 全ての対象施設  |
| 京都市専用 ID   | 京都市が設置する <b>公共施設</b>                                     |
| 共通 ID      | ・利用自治体（京都市を除く）が設置する公共施設<br>・ <b>利用事業者（民間事業者等）が管理する施設</b> |

利用者登録期間は、**登録日（利用者 ID の発行日）から 3 年間**です。

※旧システム「京都府・市町村公共施設案内予約システム」にて既に利用者登録がお済みの方についても、利用者登録期間は旧システムにおける登録日から 3 年間となりますので、お伝えしている登録期間に変更はありません。

<必要な ID と申請方法について>



**京都市が設置する公共施設を利用する場合**  
以下の窓口での申請が必要となります。詳しくは以下の WEB ページをご覧ください。お電話にてお問合せください。  
【窓口・問合先】 公益財団法人 京都市スポーツ協会  
電話番号：075-313-9131  
受付時間：8:30～17:00  
受付窓口：市民スポーツ会館 1F (西京極総合運動公園)  
<利用者 ID の登録方法について>  
[https://www.kyoto-sports.or.jp/do\\_sports/registration/user\\_id/](https://www.kyoto-sports.or.jp/do_sports/registration/user_id/)

**京都市以外の自治体の公共施設または利用事業者(民間事業者等)が管理する施設のみを利用する場合**  
【窓口またはオンラインで申請可能】  
・京都府(※)、精華町が設置する公共施設  
・利用事業者(民間事業者等)が管理する施設  
【窓口で申請可能】  
・福知山市、綾部市、宮津市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市が設置する公共施設  
⇒ 窓口での手続は p3 を、オンラインでの手続は p4 をご覧ください。

(※) 京都府の設置する施設：府立体育館、鴨川公園 嵐山東公園 山城総合運動公園 (太陽が丘) 府民スポーツ広場 (みどりが丘)、洛西浄化センター公園 (アクアパルク洛西)、京都府民総合交流プラザ (京都テルサ)、伏見港公園

## 2. 共通 ID の手続き（京都市が設置する公共施設を利用しない場合の手続き）

共通 ID に関する手続きの種類は以下のとおりです。

### <共通 ID 手続一覧>

| 手続種類   | 様式                          |                             | 利用者登録受付窓口   | 持参物  |
|--|-----------------------------|-----------------------------|---|--|
|  | 団体                          | 個人                          |   |  |
| 登録申請（p.3）<br>※一部対象施設では<br>オンライン申請可能<br>（p.4）               | 利用者登録申請書<br>（様式第 1 号）       | 利用者登録申請書<br>（様式第 2 号）       | ・京都府庁<br>（府民総合案内・相談センター）<br>・京都府立体育館<br>・府立山城総合運動公園（太陽が丘）           | 本人確認書類<br><br>※以下のいずれか                                   |
| 変更（p.5）<br>※利用自治体、メール<br>アドレス及びパスワード<br>の変更はシステム上で<br>変更可能 | 利用者登録変更届<br>（様式第 3 号）       | 利用者登録変更届<br>（様式第 4 号）       | ・府立伏見港公園<br>・京都テルサ<br>（京都府民総合交流プラザ）<br>・市民交流プラザふくちやま・福知山市立<br>中央公民館 | ・マイナンバーカード<br>・運転免許証<br>・学生証又は社員<br>証（写真付きのもの<br>に限ります。） |
| 更新（p.5）  | 利用者登録更新申<br>請書<br>（様式第 7 号） | 利用者登録更新申<br>請書<br>（様式第 8 号） | ・宮津市福祉教育総合プラザ<br>・綾部市市民センター<br>（1 階 事務室 1）                          | ・パスポート<br>・外国人登録証明<br>書                                  |
| 廃止（p.6）  | 利用者登録廃止届<br>（様式第 9 号）       | 利用者登録廃止届<br>（様式第 10 号）      | ・宇治市立黄檗公園<br>・宇治市立西宇治公園<br>・向日市民体育館<br>・八幡市民体育館<br>・木津川市中央体育館       |  |

### 2-1. 窓口での登録申請

必要書類を持って、上記の「利用者登録受付窓口」にお越しください。

申請内容に不備がなければ、利用者 ID を記載した「利用者登録通知書」をお渡ししますので、大切に保管願います。

#### 必要書類

- 利用者登録申請書（団体：様式第 1 号、個人：様式第 2 号）

利用者登録申請書は、「きょうと丸ごと施設ナビ KYO-MARU」(<https://info-shisetsu.pref.kyoto.lg.jp/>) から DL できるほか、各施設の窓口でも配布しています

※なお、福知山市、綾部市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市、精華町については、それぞれ個別の手続きが必要です。詳細については、「[きょうと丸ごと施設ナビ KYO-MARU](#)ご利用方法」に掲載している「京都市・市町村共同施設予約システム 利用可能施設一覧」の「利用者登録の手続き」をご覧ください。

## 2-2. オンラインでの登録方法（共通 ID）

オンライン申請対象施設では、施設に向くことなく、24 時間 365 日利用者登録申請が可能です。

### 対象施設

- 京都府が設置する公共施設
- 利用事業者（民間事業者等）が管理する施設
- 精華町が設置する公共施設

### 必要なもの

- スマートフォン（電子証明書を読み取れるもの。対応機種は以下をご覧ください。）  
マイナンバーカードに対応した NFC スマートフォン一覧  
<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>
- マイナンバーカード
- xID アプリ

xID（クロスアイディ）とは

公的個人認証サービスを用いてマイナンバーカードと連携し、独自のデジタル ID を作るアプリです。お持ちのスマートフォンにアプリを登録することで、公共施設予約システムに ID やパスワードを入力することなくログインできるようになります。詳細は、xID 株式会社の HP 等をご確認ください。

[xID 株式会社ホームページ\( 外部サイトヘリンク \)](#)

[xID アプリヘルプセンター\( 外部サイトヘリンク \)](#)

[xID の作成手順マニュアル動画\( 外部サイトヘリンク \)](#)

※ xID アプリでマイナンバーカードを利用する際、個人番号（通称：マイナンバー）の 12 桁を利用する必要があります。カードには基本 4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）が含まれており、これらの情報のみを利用して施設予約システムに新規利用登録することが可能になります。

### 申請方法

以下に掲載している「利用者向けシステム操作マニュアル」内の「8 マイナンバーカードを用いたオンライン新規利用者登録申請」をご覧ください。

<https://info-shisetsu.pref.kyoto.lg.jp/how-to-use/>

## 2-3. 登録情報の変更

利用者登録情報に変更が生じた場合は、次の手続きが必要です。

### ① 利用自治体、メールアドレス及びパスワードの変更

オンラインで変更が可能です。変更方法は、「利用者向けシステム操作マニュアル」P.〇をご覧ください

### ② 上記①以外（氏名・住所等）の変更

- 利用者登録を窓口で申請された方は、必要書類を持って、利用者登録を行った受付窓口にて、変更の手続きを行ってください。
- 利用者登録をオンラインにて行った方は、次の問合先までご連絡ください。
  - ・ 京都府が設置する施設：京都府情報政策課（電話番号：075-414-5748）
  - ・ 利用事業者（民間事業者等）が管理する施設：京都府情報政策課（電話番号：075-414-5748）
  - ・ 精華町が設置する施設：精華町デジタル推進室（電話番号：0774-95-1924）

#### 必要書類

- 利用者登録変更届（団体：様式第3号、個人：様式第4号）  
利用者登録変更届は、「きょうと丸ごと施設ナビ KYO-MARU」(<https://info-shisetsu.pref.kyoto.lg.jp/>) からダウンロードできるほか、各施設の窓口でも配布しています
- 申請者本人であることがわかる本人確認書類

## 2-4. 登録更新

利用者登録期間（登録日（利用者 ID の発行日）から3年間）が経過した後、継続して本システムを利用される場合については次のとおり、手続きを行ってください。

- 利用者登録を窓口で申請された方は、必要書類を持って、利用者登録を行った受付窓口にて、変更の手続きを行ってください。
- 利用者登録をオンラインにて行った方は、次の問合先までご連絡ください。
  - ・ 京都府が設置する施設：京都府情報政策課（電話番号：075-414-5748）
  - ・ 利用事業者（民間事業者等）が管理する施設：京都府情報政策課（電話番号：075-414-5748）
  - ・ 精華町が設置する施設：精華町デジタル推進室（電話番号：0774-95-1924）

#### 必要書類

- 利用者登録更新申請書（団体：様式第7号、個人：様式第8号）  
利用者登録更新申請書は、「きょうと丸ごと施設ナビ KYO-MARU」(<https://info-shisetsu.pref.kyoto.lg.jp/>) からダウンロードできるほか、各施設の窓口でも配布しています
- 申請者本人であることがわかる本人確認書類

## 2-5. 登録廃止

- 利用者登録を窓口で申請された方は、必要書類を持って、利用者登録を行った受付窓口にて、廃止の手続きを行ってください。
- 利用者登録をオンラインにて行った方は、次の問合先までご連絡ください。
  - ・ 京都府が設置する施設：京都府情報政策課（電話番号：075-414-5748）
  - ・ 利用事業者（民間事業者等）が管理する施設：京都府情報政策課（電話番号：075-414-5748）
  - ・ 精華町が設置する施設：精華町デジタル推進室（電話番号：0774-95-1924）

なお、個人情報を利用者登録廃止後、利用自治体ごとに定める文書保存期間が経過した後、削除いたします。

### 必要書類

- 利用者登録廃止届（団体：様式第9号、：様式第10号）  
利用者登録廃止届は、「きょうと丸ごと施設ナビ KYO-MARU」(<https://info-shisetsu.pref.kyoto.lg.jp/>)からダウンロードできるほか、各施設の窓口でも配布しています
- 申請者本人であることがわかる本人確認書類

## 3. 全共通 ID・京都市専用 ID

利用者登録のほか、登録の変更、更新、廃止について、窓口での申請が必要となります。p.2「京都市が設置する公共施設を利用する場合」に記載の WEB ページをご覧ください。お電話にてお問合せください。

### 問合先

本ガイドラインに関するお問合せは下記までご連絡ください。

#### 【問合先】

京都府自治体情報化推進協議会（京都府情報政策課）

電話：075-414-5748

Mail：help\_shisetsu@g-kyoto.jp